

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

令和 2 年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の
延長について（依頼）

日頃から独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されており、感染拡大防止に向けた対応として学校の休校措置等をとられている設置者もあるものと思料されます。今般の状況を鑑み、災害共済給付制度においては、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合に限り、令和 2 年度の契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長（以下「支払期限等の延長」という。）が行われる予定です。

つきましては、御多忙中のところとは存じますが、支払期限等の延長が必要な設置者におかれましては、別紙の「支払期限等の延長予定書」に必要事項を記載の上、各担当地域事務所給付課に F A X をお願いします（5 月 2 0 日（水）までの提出に御協力ください。）。支払期限等を延長する必要がない場合は、F A X の必要はございません。

なお、支払期限等の延長に関する必要な事務手続について、5 月下旬以降に別途文書にて連絡する予定としております。

【日本スポーツ振興センター学校安全全部連絡先】

部署	F A X	都道府県	電話番号	住所
給付 第二課	03-5410- 9136	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	〒107-0061
		東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	東京都港区北青山 2 丁目 8 番 35 号
仙台 給付課	022-264- 7633	北海道・青森・岩手	022-716-2107	〒980-0011
		宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	宮城県仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 15 号 日本生命仙台台勾当台南ビル 8 階
名古屋 給付課	052-562- 0688	福井・愛知・三重	052-533-7822	〒450-0001
		富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	愛知県名古屋市中村区那古野 1 丁目 47 番 1 号 名古屋国際センタービル 16 階
大阪 給付課	06-6456- 3666	大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	〒530-0001
		滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 11 番 4 号 大阪駅前第 4 ビル 7 階
広島 給付課	082-222- 2827	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	〒730-0011
		徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	広島県広島市中区基町 9 番 32 号 広島市水道局基町庁舎 10 階
福岡 給付課	092-771- 7763	福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	〒810-0001
		佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	福岡県福岡市中央区天神 4 丁目 8 番 10 号 都久志会館 5 階

独立行政法人日本スポーツ振興センター _____ 課宛て

作成日：令和 年 月 日

令和2年度 支払期限等の延長予定書

1 設置者名（都道府県名）

_____ (_____)

2 支払期限等の延長が必要な理由（○で選択・複数回答可）

① 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者の設置する学校において教育活動の再開が遅れた等の事情により5月1日に在籍する児童生徒等の数の把握や保護者の同意の確認ができない。

② 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者において感染拡大防止の対応を行った等の事情により共済掛金の徴収・支払に係る事務が行えない。

③ 上記以外で新型コロナウイルス感染症の発生に起因するやむを得ない理由

※具体的に記入してください。

3 2の理由がやむ日（いずれかに○）

※作成日時点で構いませんので、できる限り見通しを記載してください。

① 予定（ 月 日頃）

② 未定

4 本延長予定書に係る連絡先等

担当部署：

電話番号：

担当者：

5 その他

(_____)

※提出はFAXでお願いします。